

## 第12回「長崎県海岸漂着物対策推進協議会」会議次第

日時：平成29年8月31日（木）13：30～

場所：長崎タクシー会館4階大会議室

### 1 開会

### 2 協議・報告

#### 協議事項

(1) 漂流・漂着ごみに係る県内の取り組みについて

- ① 回収・処理について
- ② 発生抑制対策について

#### 報告事項

(1) 海ごみ交流事業について

### 3 その他

### 4 閉会

#### 【配布資料一覧】

- (1) 資料 1 回収・処理について
- (2) 資料 2 発生抑制対策事業について
- (3) 資料 3 海ごみ交流事業について
- (4) 参考資料1 長崎県内における主な海岸漂着物対策関係事業別一覧
- (5) 参考資料2 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業について

## 長崎県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、長崎県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第14条で規定する地域計画の作成又は変更に関する協議。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整。
- (3) その他海岸漂着物等の処理等の推進のために必要な事項。

### (組織)

第3条 協議会は、知事が委嘱する別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長をもってあてる。なお、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 3 会長は、委員のほか必要に応じ、関係する者を会議に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、長崎県環境部廃棄物対策課に事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成21年11月4日から施行する。